

第1回 情報公開推進会議会議録

1 会議の日時 平成17年7月29日(金)午後1時から午後3時25分

2 場 所 千葉県庁本庁舎1階 多目的ホール

3 出席者の氏名

(1) 委員

赤田靖英, 朝比奈ミカ, 伊藤さやか, 井上隆行, 奥住弘久, 漆原勉, 大西優子, 大野仁一, 岡田正隆, 久保田洋之, 齋藤佐和子, 菅野泰, 多賀谷一照, 松林勝(五十音順、敬称略)

(2) 事務局職員

岡本総務部次長, 中岡政策法務課長, 同課 和田室長(情報公開・個人情報センター), 同課 伊勢田副課長, 同課 鈴木主幹(情報公開・個人情報センター), 情報公開・個人情報センター職員

4 会議に付した事案の件名

(1) 会長の選出について

(2) 千葉県情報公開推進会議の公開について

(3) 千葉県情報公開推進会議の組織・運営について

(4) 今後の会議の進め方について

5 議事の概要

事務局(鈴木): ただ今から、第1回情報公開推進会議を開催いたします。議事に先立ちまして、白戸副知事から委嘱状を交付させていただきたいと存じます。白戸副知事よりよろしくお願いいたします。

<白戸副知事から委嘱状の交付>

事務局(鈴木): なお、本日平野委員は、欠席の御連絡をいただいております。

又、伊藤委員、久保田委員は、遅れて到着するという御連絡をいただいております。委嘱状につきましては、おってお渡しすることとしたいと存じます。

それではここで、白戸副知事からごあいさつを申し上げます。よろしくお願いいたします。

白戸副知事: 御紹介いただきました副知事の白戸でございます。千葉県情報公開推進会議の第1回の開催にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。本来でありますと、知事が出席いたしましてごあいさつを申し上げるところであります。今日は会議で東京に行っております。どうしても日程の都合がつかせないので、私からごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、この委員をお引き受けい

ただきまして、誠にありがとうございます。心からお礼を申し上げます。本県の情報公開につきましては、昭和 63 年度の制度スタート以来、17 年目を迎えておりまして、県民に開かれた県政の実現に大きく貢献してきております。

しかしながら、この間に、制度上あるいは運用上のいろいろな課題も明らかになってまいりました。これらの課題を解消しまして、徹底した情報公開を推進していくためには、情報公開の改善に県民の意見を反映させる必要が出てまいりました。

そこで、このような観点から、平成 14 年度に千葉県情報公開推進委員会を設置いたしました。翌 15 年 9 月には、「情報公開の推進に関する提言」を、この委員会からいただきまして、さらに不服申立て案件の審査に携わる情報公開審査会に諮問いたしまして、専門的な見地から検討をいただいた次第であります。

その結果を踏まえまして、昨年、千葉県情報公開条例の改正を行い、新たに情報公開推進会議、本日の会議を設置することいたしました。

このような経緯で設置されました情報公開推進会議は、情報公開制度の運営の改善について検討をいただき、併せて情報公開事務に関する苦情処理を行っていただくという、全国的に見ても画期的な機関でございます。

また、この会議は本県の情報公開制度のより円滑な運用と充実、そして県民参加の県政運営の一層の推進に大変大きな役割を果たしていただけるものと思っております。委員の皆様の格別の御協力を賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、お願いを申し上げます、あいさつとさせていただきます。

事務局（鈴木）： それでは、ここで改めまして委員の皆様を御紹介させていただきます。お呼びいたしました折には、恐れ入りますが御起立をお願いいたします。あいうえお順で御紹介させていただきます。

< 委員の紹介 >

事務局（鈴木）： 皆様、よろしくお願いいたします。

なお、白戸副知事は、所要のためここで退席させていただきます。

白戸副知事： よろしくお願いいたします。

事務局（鈴木）： それでは続きまして、出席しております県の職員を紹介させ

ていただきます。

<出席職員の紹介>

事務局（鈴木）： それでは、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。

お手元の資料、会議次第 1 枚、会議座席表 1 枚、委員名簿 1 枚、傍聴要領 1 枚、右肩に資料 1 と振ったもの 1 枚、同じく資料 2 が 1 枚、資料 3 が 1 枚、資料 4 が 6 ページまで、以上足りないところはありませんでしょうか。

それでは、本日の議事に入るわけですが、まず資料 1 の裏面をご覧ください。千葉県行政組織条例、別表第 3、情報公開推進会議は、会長、委員で構成されることになっております。

そして資料 1 の表面になりますが、同じく行政組織条例第 30 条第 1 項の規定によりまして、会長は委員の互選によって定めると規定されております。

また、第 32 条第 1 項の規定によりまして、会長が会議の議長となると規定されております。そこで、会長選出までの間、仮議長を選出して議事の進行をお願いしてはどうかと存じます。いかがでしょうか。

各 委 員： （異議なし）

事務局（鈴木）： ありがとうございます。それでは委員の皆様も、本日初めてお揃いのところですので、仮議長につきましては、この情報公開推進会議の設置を提言した千葉県情報公開推進委員会委員長を務めていただきました多賀谷委員をお願いしてはどうかと存じますが、いかがでしょうか。

各 委 員： （異議なし）

事務局（鈴木）： それでは、会長の互選は多賀谷委員を仮議長としてお願いしたいと存じます。多賀谷委員は仮議長席のほうにお願いいたします。

仮 議 長： 千葉県の会議は非常に形式的でして、普通は仮議長などは決めないでその場で決めてしまう訳ですけども、一応会長が決定するまで仮議長として務めさせていただきます。

会長は、いま事務局から御説明がありましたように、委員の互選によって定めるということなのですが、どなたか。指名推薦という形でやらせていただきたいと思いますのですが、どなたか推薦をお願いします。誰かございませんか。

菅野委員： 仮議長の多賀谷さんをお願いしたいと思います。

飯 議 長： 今、菅野委員が私を推薦されましたけれども、ほかの方の御意見はどうでしょうか。

各 委 員： （異議なし）

会 長： よろしいでしょうか。それでは私が会長として務めさせていただきたいと思います。ここで一言あいさつ申し上げます。座ったままでよろしいでしょうか。

先ほど、白戸副知事から御説明がありましたように、この中の菅野委員とともに、平成 14 年度から 1 年間かけて、かなりの労力を費やして、千葉県の情報公開制度の改善のための提言というものをまとめたわけです。

提言はまとめるだけではありませんで、この会議は開かれた会議でありまして、今日も傍聴の方もいらっしゃいますが、その会議の傍聴の方も含めて様々な意見をいただいて、報告書をまとめさせていただきました。

その報告が一応、千葉県の情報公開制度を前向きに改善することに何がしかの役割を果たしたのではないかと、私は思っています。

しかし、いろいろ考えてみると、こういう制度というものは、行政と市民との間の、ある意味で緊張関係のもとにおいて運営されるものであり、おそらく千葉県のような半ば都市部であり、半ば従来型の伝統的な組織、伝統的な風土が混在しているようなところでは、今後も軋轢がくるだろう。その意味で、この提言に準じてこういう会議が開かれたわけです。

この会議はそういう意味において、情報公開制度というものを運営していくための、行政と市民との緊張関係といえますが、両方の間の意見のぶつけ合いと言うとオーバーですが、両方の間で制度について率直な意見が交換できるような、そういうシステムとして運営されていくものだと思います。

皆様の半分以上は住民の代表者という方がいらっしゃいます。この情報公開制度というのはなかなか運営が難しいところでして、市民の側からは何でもオープンにしろという意見であり、行政のほうからはできれば隠しておきたいという、両方とも本音の訳ですから、両方の間の緊張関係をどうやってバランスをとっていくかという会議でありますので、率直な御意見、これが行政のシステムの改善に役立つためのものだとということで、運営に御協力いただきたいと思います。以上です。

事務局(鈴木): ありがとうございます。なお、千葉県行政組織条例第30条第4項の規定によりまして、「副会長が置かれていない附属機関にあっては、会長に事故のあるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定するものが会長の職務を代理する。」と定められております。会長から、職務代理者の指定をお願いしたいと思えます。

会長: ぜひ、菅野委員にやっていただきたいと思えます。菅野委員は弁護士でいらっしゃるし、私と立場が若干違うところがありまして、より市民の側という立場であって、私が会長で菅野委員が職務代理者ということで、バランスがとれると思えます。ぜひ、お願いしたいと思えます。よろしくお願ひします。

菅野委員 (了承)

事務局(鈴木): それでは、以後の議事進行は会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

会長: それでは、議事を進めさせていただきます。どういう感じでの会議を今後運営していくかということにつきまして、これからお諮りしたい訳ですけれども、皆様は今日初めてですので、一からそのことを、何ら資料もなしに会議を進めるのは難しいと思えますので、ここであらかじめ事務局案というものが資料として示されております。

ただ、この会議の性格上、事務局案をそのまま鵜呑みにして、このとおりにやりましょうという訳にはいかないだろうと思えます。また、私のほうから、そういう情報を御披露いたしますけれども、事務局のほうには、あらかじめ事務局ではない立場の方から、組織ができる前ですから、外部の方からです、この会議の運営についての御意見が書面でもって寄せられていると聞いております。

私から提案なのですけれども、その書面に書かれていることも参考にしながら、運営のあり方というものを決めていって、しかるべきだろうと思えます。

その資料を私のところに1部ください。これの個人名ではなくて、会議の組織の名前は言ってよろしいと思えます。千葉県市民オンブズマン連絡会議から、県情報公開推進会議の委員長、委員各位に対して、会議の運営等についての要望書というものが出されております。以下、この要望書も参考にしたいと思いますので、委員の皆様には事務局のほうからそれを配っていただきたい。

それともう1つお諮りしなければいけないのですけれども、この要望書にも書いてあります、傍聴の方もこの会議の運営というものを理解するためには、この書類を見たほうがよろしいと思うのですが、どうでしょうか。よろしいでしょうか。

その場合、傍聴の方は守秘義務を負っていないので、連絡会議の個人名が書いてありますが、そのところだけはマスクをしたような形での書類を、実質的には内容は書いてありますけれども、お配りするようにしていただきたい。それでは、お願いいたします。

それから、遅れて出席されている委員の方がいらっしゃいますので、事務局のほうから御紹介いただきたいのですが。

事務局（鈴木）：事務局から委員の方を御紹介させていただきます。久保田委員でございます。

久保田委員：よろしくお願ひいたします。

会長：それでは、オンブズマン連絡会議からの要望書も参考にする等、以下会議の運営等について、あるいは本日の議題について事務局が考えている事項について御説明いただければと思います。よろしくお願ひします。

事務局（和田）：それでは、事務局から説明させていただきます。

資料として配付させていただきました会議次第を御覧いただきたいと思ひます。会議次第の5として議題ということで一括してあります。ただ今（1）の会長の選出について行っていただいたところでございます。その他の議題として事務局としては、（2）千葉県情報公開推進会議の公開について、（3）千葉県情報公開推進会議の組織運営について、（4）今後の会議の進め方について、を事務局として御提案させていただきました。

千葉県情報公開推進会議の公開につきましては、千葉県情報公開条例第27条の3の規定によりまして、県の附属機関等に関して原則として会議の公開をするという規定が定められたところがございます。この規定では、法令等の規定により公開しないことが定められている会議か、または個人情報等の条例に定める不開示事項について調査審議が行われる場合、もしくは公開することにより、会議の公正、円滑な運営に支障が生ずると認められる場合として、当該附属機関が決定した場合を除いて会議は公開するものとされております。

この情報公開推進会議につきましては、原則として会議を公開

するものと考えておりますが、この点を御確認いただいた上で、傍聴要領を含めお決めいただく必要があるものと考えております。

次に(3)の千葉県情報公開推進会議の組織運営についてでございますけれども、情報公開推進会議は、情報公開に係る事務についての苦情処理を行うことなどが規定されております。苦情の処理や具体的な事案調査を迅速、円滑に行うためには、部会を設置して行うことが適当と考え、そのために必要な事項を御審議いただきたいと考えております。

次に、(4)今後の会議の進め方を議題として考えたいと思っております。この情報公開推進会議は、情報公開制度の運営の改善に関する事項について調査、審議していただくものとして設置されたものでございますが、具体的に今後何の課題を取り上げて御審議いただくかということについて御議論をいただきたいと考えております。以上でございます。

会長： ありがとうございます。最初に事務局から、内容的な話よりは、今日議論をしてほしいということでお話しがありましたので、それについてこれから皆様の御意見をお聞きして決めていきたいと思っております。

なお、それ以外のことにつきましては、その後にもまたオンブズマン連絡会議からも御意見がありますが、それについて諮りたいと思っております。

それではよろしいでしょうか。最初に、会議の傍聴のあり方について検討します。これにつきましては、事務局のほうで参考となる案があるようでありますけれども、なお、オンブズマン連絡会議のほうからも、1枚めくって2ページ目の4のところにも傍聴の取扱いというのがございます。まず、事務局のほうから傍聴要領の例につきまして、御説明いただきます。

事務局(和田)： それでは、会議の公開につきましては、先ほどの情報公開条例第27条の3の規定について御説明をさせていただいたとおりでございますけれども、県では審議会の設置及び運営等に関する指針という定めがございます。

その中で、公開の方法といたしまして、審議会等の会議の公開は、傍聴定員を定め、会場に一定の傍聴席を設け、希望するものに傍聴を認めることにより行う。審議会等は、傍聴者に会議資料を提供するよう努めるものとする。審議会等は、会議を公正、円滑に運営するため、別紙傍聴要領(例)を参考に傍聴要領を定め、

会場の秩序維持に努めるものとする。こういった定めがございます。

配付させていただいております傍聴要領（例）というのは、今お話しさせていただきました指針に附属するものとして定められているものでございます。

配付したものを読ませていただきます。

1、傍聴手続、（１）会議の傍聴を希望する方は、会議開始予定時刻までに、会場受付で氏名等を記入し、審議会の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。（２）傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2、会議を傍聴する場合に守っていただく事項、（１）会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。（２）騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。（３）会場において、飲食または喫煙を行わないこと。（４）会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会等の会長の許可を得た場合はこの限りではありません。（５）その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

3、会議の秩序の維持、（１）傍聴者は、会議を傍聴する場合は、係員の指示に従ってください。（２）傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。

これが規定に定められているものでございます。

なお、この例では、傍聴を希望する方に、受付で氏名等を記入していただくということになっておりますけれども、情報公開に関しまして、この推進会議に先行して公開で行われました情報公開推進委員会や、制度の見直しのための情報公開審査会におきましては、氏名等の記入は求めず、傍聴券を受け取っていただき、人数の確認をさせていただきました。本日の会議においても、この傍聴券を受け取っていただいたということでございます。説明は以上です。

会長： ありがとうございます。今、傍聴要領の例ということで、事務局のほうでもこのとおりにやってほしいとかそういう趣旨ではないと思います。この件において、オンブズマン連絡会議からはここにありますように、時間に関係なく、誰もが自由に会議室に

出入りできる。それから住所、氏名の記載を求めない。これは先ほどの事務局のほうとしては求めていないということですので、それに合うように規定を変えたほうがいいだろうと思います。

それから、会議録記載の自己の発言を修正する機会を傍聴人にも与える、これは別の話なので、3と4の会議のところで検討させていただきます。5として、定員は可能な限り希望する市民、県民の要望に応えるというような要望がございます。これも見て、この傍聴要領につきまして、皆様の御意見、どなたかございませうでしょうか。

最初のところは、実務上の取扱いとして、氏名等は記入させてない訳でしょうから、そこは削除してよろしいですね。発言するときだけ、当然名乗っていただくということになるかと思えます。時刻に関係なく、誰もが自由に出入りできるというのは、どうでしょうか。菅野委員、裁判所はみんなそうなのではないでしょうか。

菅野委員： 裁判所は確かにそうなのですが、ただ、途中で出たり入ったりが激しいと、実際の話は、裁判に非常に支障が出るということが現実にあります。やはり、原則的には始まる時間までに来ていただいて、遅れてしまった場合には理由があれば、傍聴席が空いていれば傍聴を認めるということで、自由に認めるということで、自由に出入りというのはちょっとまずいのではないかと感じがいたします。

会 長： それでは、原則としてという言葉を入れると。会議の傍聴を希望する方は、原則として会議開始予定時刻までに、会議の会場に入室してくださいという表現に。

それから、定員のところはどうでしょう。これも実際の運用として定員何人とはっきり決めている訳ではないのでは。

事務局（和田）： これまでの会議におきましては、だいたい20人から30人という定員の決め方が多かったと思います。今までの例では定員をオーバーすることはございませんでしたので、特に支障はなかったということでございます。

会 長： これも定員という表現だと、ちょっと堅いので、先着順で行うということでもよろしいでしょうか。部屋の規模で可能な限りオーケーです。今のところ20、30人、これぐらいの規模で大丈夫でしょうけれども、万一、50人も60人もいらっしゃるようなときには、部屋を変えるというふうに考えて。それは、そうあるべきだろうと思います。その意味において定員というよりは部屋の形で可能

なかぎり受け入れるというような表現にしていればと思います。よろしいでしょうか。

あとは、傍聴する場合に守っていただく事項につきましては、何かよろしいでしょうか。普通の傍聴の場合のルールで、特に私のほうとして意見はありませんが、よろしいでしょうか。

それでは、傍聴要領は、大体このような形で決めさせていただければと思います。具体的な案文につきましては、私と事務局のほうで相談して、仮にこういう形で決めさせていただいて、次回のときにでもまたお示ししたいと思います。

次に、会議録の話なのですが、当然、この審議でどういう審議をしたかということで、会議録を作成するということになります。この会議録につきましては、オンブズマン連絡会議からも、1ページから2ページ目のところに、会議録の作成のあり方についてがあります。それから4の傍聴のところの3、4についても、会議録の訂正の話が出てまいります。

これは厳密に、会議録を前の会議までどういうふうに行っていたか。あるいは今回の会議についてもどういうふうに行う会議録を作成する用意があるかということについて、事務局のほうから御説明をいただきます。

事務局（和田）： それでは、御説明させていただきます。これまでと本日の会議につきましては、録音を録らせていただいております。この録音をもとに、事務局として会議録を作成させていただいております。基本的には、お話しいただいた委員のお名前、事務局の発言者の名前は書いてございます。発言の内容は、基本的には発言したような形で、概要と申しますか、重ならないような言葉として書かせていただいております。

基本的には、一旦作ったものを会長に御覧いただき、委員の皆様にも御覧いただき、確定版として改めて公開する。つまり、2回公表するというのが従前案となっております。未定の段階で1回公表させていただき、その後、確定した段階で改めて確定版として公開させていただくということが、従前案となっております。今回のものについても基本的には、そのようなことを考えております。

会長： オンブズマン連絡会議のほうでは、速報版、概要版、詳細版という形で、3つの議事録というものができるところを想定されておりますけれども、厳密には事務局は1種類の議事録を今まで作ら

れていたし、テープを起こして作るということになると、おそらくそういう種類の議事録になるだろうと。それは、速報版ができればそれに越したことはないですが、なかなかそこまではいかない。

その場合に、議事録原案についてもホームページに出してしまうのですか。

事務局(和田): これまでは、未定稿ということで、出しておりました。

会 長: 未定稿のときに名前が入ってしまっているのですか。

事務局(和田): 未定稿の段階では入ってございません。

会 長: しかし、ホームページには載せる訳ですね。

事務局(和田): はい。

会 長: これは、連絡会議のほうの御意見もございませぬけれども、未定稿の関係で、その場合には名前は載らないで、発言内容だけがホームページに載るということになります。委員の方々には、同時にそれが書面で郵送されるかもしれませんけれども、傍聴の方が発言した場合には、傍聴の方はホームページで御覧になって、それで自分の意見について訂正したいことがあったら、それは委員の方と同じように訂正を申し出ていただくという扱いにさせていただきます。

そして、最終的に確定版のときにはお名前も入れて、これはこの会議は公開されておりますから、何をしゃべったかという記載も含めてホームページに載る。全体でどの位かかりますか。1カ月位、もうちょっとかかりますか。

事務局(和田): 未定稿の段階であれば、1カ月以内にはできると思いますが、確定版はもう少し時間をいただければと思います。

会 長: 2カ月程度ですね。そのような形になるということです。そういう運用でよろしいでしょうか。

それでは、この議事録を作成する場合には、従来例として、会長が指名する委員の署名をもって確定するというにさせていただきます。これにつきましては、どなたでもその有資格と思いますけれども、50音順ということで、最初は赤田委員に議事録署名人をお願いしたいと思います。

それでは次に、推進会議の組織、運営に関して議決すべき事項でありますけれども、先ほど事務局のほうとして、部会の設置等いくつか議決をここでしなければいけない事項があるようです。これにつきましては、はじめての委員の方もいらっしゃるの

で、推進会議の設置の趣旨等も含めて、一括して事務局から御説明いただければと思います。

事務局（和田）： それでは、配付の資料2というペーパーを御覧いただきたいと思えます。資料2、「千葉県情報公開推進会議の設置について」というタイトルを付けさせていただきます。1、設置にいたる経緯ということでございます。平成15年9月千葉県情報公開推進委員会からの提言ということでございます。

情報公開推進委員会につきましては、先程来御発言をいただいている中でも出てきておりますけれども、県民の意見を情報公開の改善に活用して、情報公開を推進するという事で、平成14年の10月に設置されたものでございまして、平成15年9月の提言を提出していただいて、組織としては解散されているものでございます。

この提言の中で、情報公開推進会議に関するものという事項といたしましては、情報公開のあり方について県民の声を反映させることを目的とする「情報公開推進会議（仮称）」を設置することを検討すべきである。申立てを受けて、開示請求事案の処理・窓口対応に問題がなかったかを調査検討する機関として、「情報公開オンブズマン（仮称）」を設置することを検討すべきである。

なお、申立ては開示請求者のみならず、請求を受けた実施機関からも行うことができるとし、必要に応じて開示請求者から事情を聞いた上、開示請求者の請求が適正かどうかの初期的・第1次的判断を行うことができるようにすべきである。

このような事項が含まれた提言をいただいたところであります。

この提言を受けまして、千葉県情報公開審査会、これは情報公開にかかる不服申立て、及び情報公開制度の運営について審議する機関として、条例上設置されました常設の機関でございますけれども、ここに諮問をしたところでございますが、その諮問の結果、平成16年8月に答申を受けたところでございます。

その答申の中の事項といたしまして、

情報公開のあり方について、県民各界各層の意見を取り入れ、検討する機関として、新たな第三者機関（情報公開推進会議（仮称））を設置することは有意義であると考えられる。その意味で、委員に公募による一般県民を含める等、組織の構成に配慮すべきである。

円滑な制度運営が阻害されている現状を改善するために、第三

者機関の必要性は否定できないところであるが、第三者機関として別途独立の組織を設置するのではなく、情報公開推進会議（仮称）に円滑な運用の阻害要因の解消に向けた活動を行う機能を持たせることを検討すべきである。

こういった内容を含む答申をいただいたところでございます。

推進委員会の提言の中で、情報公開推進会議の設置及び情報公開オンブズマンの設置というような事項がございました。それを受けて審査会のほうでは、情報公開推進会議の設置は有意義である。ただ、オンブズマンについては、情報公開推進会議に機能を持たせることを検討すべきである、そういったような内容であると考えております。

この提言及び答申を受けまして、県では平成 16 年 12 月に情報公開条例の一部を改正する条例を公布いたしました。また、平成 17 年 2 月に千葉県議会情報公開条例の一部を改正する条例を制定、公布をしたところでございます。

情報公開推進会議でございますけれども、設置の根拠といたしましては、行政組織条例でございます。資料 1 をご覧いただけますでしょうか。裏面の上のほうで、千葉県行政組織条例の別表になっております。

千葉県情報公開推進会議、担任する事務は、情報公開制度の運営の改善に関する事項について調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申し、又は建議すること。こういう事項を担当するものとして設置されました。構成につきましては別表第 3 でございますけれども、組織として会長、委員。委員の構成といたしまして学識経験を有する者 5 人以内、住民の代表者 10 人以内、任期が 2 年、こういう条例の規定となっております。

また、権能に関しましては、千葉県情報公開条例の第 27 条の 2 に規定が置かれおります。推進会議は情報公開制度の運営の改善に関する事項について調査審議するため、必要な情報の提供を実施機関その他推進会議が必要と認めるものに求めることができるという規定でございます。

また 2 項で、県民は情報公開制度の運営の改善に関する意見を推進会議に対し述べることができるという規定が置かれております。

3 項といたしまして、開示請求をし、又はしようとするものは、実施機関の情報公開に係る事務についての苦情があるときは、推

進会議に対し、その旨を申し出ることができるという規定が置かれております。ただ、情報公開審査会との役割分担ということで、3項の1号、2号、3号に関するもの、これらは不服申立てに関するものでございますけれども、こういったものは情報公開審査会が担当するというところでございますので、それに関する苦情については、推進会議では扱わないという規定となっております。

次に4項でございますが、推進会議は、前項の規定による苦情の申出があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとするとしてされております。

なお、5項におきまして、推進会議の委員の皆様には守秘義務があるとの規定が置かれているところでございます。規定については、以上でございます。

併せまして資料3のほうを御覧いただければと思います。議決をしていただきたいものとして用意させていただきました。

趣旨でございますが、情報公開推進会議に係る情報公開条例第27条の2、議会情報公開条例についても同様の規定がございますけれども、それに関しまして、必要となる事項について部会の設置その他の必要な事項を決議によって定めていただきたいということでございます。

資料1の表面を御覧いただけますでしょうか。行政組織条例の第33条でございます。附属機関は、その定めるところにより、部会を置くことができる。第2項で、部会に属すべき委員は、会長が指名する。第6項で、附属機関は、その定めるところにより、部会の議決をもって当該附属機関の議決とみなすことができるという規定がございます。

これらの規定によりまして、部会に関しまして議決をしていただく事項と考えたものでございます。内容といたしましては、1つとして、苦情処理調査部会を設置することでございます。内容は、推進会議の部会として、情報公開条例第27条の2第3項及び議会条例第28条の2第3項の規定により、申出のあった苦情を専任的に処理し、制度の円滑な運営に支障があると考えられる請求事案、その他特異な事案に係る調査を行うため、苦情処理調査部会を設置するという内容でございます。

その理由といたしましては、推進会議の活動として、情報公開事務に係る苦情の処理が規定されており、また、設置にいたる当初からの検討の中で、制度の円滑な運営に支障があると考えられ

る請求事案その他特異な事案の調査を行うことが予定され、推進会議に一定の調査権限が付与されているが、これらを円滑かつ迅速に行うためには、法律的知識及び紛争処理に係る専門的見識を有する委員による部会を設置することが必要である。なお、部会の構成及び運営については、会長が別に定めていただくことになります。

また、調査については、推進会議が別途調査することを妨げるものではないというふうに考えております。

次に(2)でございますけれども、苦情処理調査部会の議決をもって、推進会議の議決とみなすこと。内容といたしましては、苦情処理調査部会の議決は、その議決をもって推進会議の議決とみなすこととするというものであります。

理由といたしましては、情報公開事務に係る苦情が推進会議に対して申し立てられるが、実施機関等に対して、問題点を指摘し、是正等に関する意見を通知すること等が考えられる。この際、実施機関等に対して意見を通知すること等を、全て推進会議の議決に関わらせていたのでは迅速かつ円滑な処理が不可能となるので、苦情処理調査部会の議決をもって推進会議の議決とみなす必要があるのではないか。

こういったような理由で、この2点について議決をお願いしたいと考えております。以上でございます。

会長： 法律的な細かいもので、皆様は聞いていて疲れたと思います。要するに、先ほどの資料、最初の話にありましたように、この推進会議には2つの役割が求められている。推進会議として、市民を含めて、情報公開制度の運営について監視役という役割と、個別的に情報公開の運営について、請求者から苦情があった場合に、その苦情に対処する役割、その2つをやるという。

もともとは、我々の提言では2つの組織を作ってほしいということだったのですけれども、お金に関わることですから、両方は、2つとしてはできない。1つの組織で2つをやってくださいという話な訳です。

その第1の仕事は、この会議で、全体の会議でやりますけれども、第2の問題は、まさに個別的な事案についての処理でありますので、プライバシーなり、個人情報がからんでくる。それがこういう場で傍聴人を含めた開かれた会議で議論をするということには、親しまない問題であろうということになります。

そして通常、そのような場合には、この種の会議では、先ほど説明がありましたように部会を開いて、その部会で中立的な立場で検討できる何名かの方にそれを委ねるとのことしか、おそらく方法がないだろうと。お一人にお願いすることも不可能ではないですが、たぶん2、3人にお願いしたほうがよろしかろうということでもあります。

そして苦情処理調査部会で何らかの事案について検討して、それについて苦情処理調査部会で一定の結論が出た場合、その結論をこの全体会議にどのようにもってくるかというのは、なかなか難しい話なのですけれども、おそらく専門部会で問題になった個別的な事情に関わるような問題全部について、この全体会議で説明することは、たぶんできないだろうと思います。

しかし、ある程度形式的にこういう問題があるけれども、これに対してはこのような解決をしたということ、部会代表からお話ししていただくということで、それを全体の会議として了承するという感じになるかと思えます。

今、事務局から説明していただいた内容を、私なりに翻訳したつもりなのですが、そういう感じでこの苦情処理調査部会というものを運営する、あるいはそういうものを設けるということにつきまして、皆様にお諮りしたいのですけれども、よろしいでしょうか。

もう1つややこしいことを言ったのは、苦情処理調査部会の議決をもって、推進会議の議決とみなす。これは苦情処理調査部会で一定の結論を出したときに、それについてやはり苦情処理調査部会はこの会議の一部会にしかすぎませんから、本来的にはその度にこの会議を開催して、そこで説明して了承をもらうということが本来のあり方ですけれども、それをしますとわかりやすく、苦情処理が頻発したら、その度にこの会議を開かなければならない。それは皆様がお忙しいから大変だろうということで、さしあたりはその点については、苦情処理調査部会に任せてしまう。その次の全体の会議のときにそれを説明いただくという形にさせていただきたいということなのです。それもよろしいでしょうか。それは苦情処理調査部会にかなり重い責任を課すのですが、責任は同時にこの会議の責任になりますので、その辺は重々、これから出てくる苦情処理調査部会にお願いしたいと思えます。

そのほか、ございませんでしょうか。私どもでやってしまっ

よろしいでしょうか。実際に苦情処理調査部会の構成を諮るということになりますけれども、これも先ほどの説明からお分かりのように、これは市民代表の方をお願いするのはきついだろうし、我々みたいな大学教授より弁護士である3人の委員、伊藤さやか委員、井上隆行委員、菅野泰委員。弁護士の方には守秘義務がありますし、こういう仕事をする役割を持っていらっしゃると思うので、この3名をお願いしたいと思います。

菅野委員、井上委員、会議としては全権を預けるわけですから、よろしく願いいたします。それでは、苦情処理調査部会は、ただ今の弁護士の方3名で構成したいと思います。

また、推進会議の議事とか運営に関して細かい事項については、速やかに定めたい。苦情の申出とか意見というものが出てくる場合には、原則として書面で行わせていただく。口頭でやることを否定する訳ではないのですけれども、こういうある程度の手続が必要ですので、出来れば書面をお願いしたい。

それから苦情処理調査部会がどのような手続で運営するかというのは、これも実際に担当される苦情処理調査部会の3名の委員の方々にお諮りして、定めていきたいと思います。よろしく願いします。

推進会議の枠組みについては、概ね以上でありますけれども、ここでオンブズマン連絡会議からの申出につきまして、見ていただきたいのです。3と4、会議録の作成及び公表について、それから傍聴取扱につきまして、先ほど議事の進め方との関係で検討いただいた訳ですけれども、1と2推進会議の持ち方、委員、会議への要望。特に推進会議の持ち方については、従前の情報公開推進委員会の会議の持ち方を踏襲してほしいということ。

それから、必ず傍聴人に発言の機会を与えてほしいという御意見があります。これも時間設定はなかなか難しいのですけれども、これも今日もさっそく傍聴人の方にも、あとで御意見をいただきたいと思います。会議資料も配付しております。委員、会議への要望というものも、皆様オンブズマン連絡会議からの要望を参考にしていきたいと思います。

何か、連絡会議の資料につきまして、本来は一番最後に傍聴人の方から御意見をいただく訳ですが、これを作った方が今日いらっしゃるかどうか、私には分からないのですが、何かこの資料について追加的に委員の方、あるいは傍聴人の方で御発言がござい

ますでしょうか。

漆原委員：漆原と申します。1の(2)のイですけれども、全ての委員にうんぬんのところでは、委員同士による討議の時間を2時間とすることとあるのですけれども、趣旨は分かりますけれども、そうすると1時間ではいけないのですか、1時間半ではいけないのですか、3時間になってはいけないのですかという話になると思うので、これは言われ過ぎというか、言い過ぎというか、そういう感じがいたします。

会長：希望的観測なのでしょうね。今まで推進委員会の中には、概ね2時間程度で、最後に20分程度傍聴の方に御意見を言っていた。それを少し増やせという。できるだけそれは考慮させていただきたいと思います。これは、今日は最初ですから、具体的な案件が出てきた場合、案件によって長くなったり短くなったりということがありますので、一応目安としてこういうふうと考えられた意見があるということで参考にさせていただければと思います。その他、よろしいでしょうか。

後で傍聴の方には、これに問わず御意見をいただく機会を設けますけれども、それではよろしければ、以上のような感じで推進会議の枠組みというのは定まりました。最後の、今後の具体的な審議の参考になる事項について御説明いただきます。

事務局(和田)：それでは、配付の資料4と書かれたものを御覧いただきたいと思います。本県の情報公開に対して参考になるものを、簡単にピックアップして用意させていただいたものでございます。

まず、1ページでございます。県の体制(本県の情報公開制度の沿革)でございます。昭和63年10月に千葉県公文書公開条例の施行ということで、本県の公開制度がここからスタートしたということでございます。対象文書を公文書として立ち上げました。

次に、平成10年4月に特例条例の施行ということで、公文書公開条例で非公開とされたものについて、実施機関の職員の職・氏名や食糧費の支出に伴う懇談会等の出席者の所属・職・氏名等につきまして、特に公開をするということで条例が施行されました。

次に、平成13年4月に千葉県情報公開条例の施行ということで、基本理念として「知る権利」「説明する責務」を明記し、対象文書を組織共用文書とするなどを内容といたしました現行の情報公開条例が施行されました。

同時に、行政資料有償頒布実施要綱の施行、県政情報の公表に

関する要綱の施行がされております。

平成 13 年 6 月に知事等の交際費の支出に係る情報の公表に関する要綱が制定されまして、知事、副知事、出納長の交際費の支出に係る情報の公表が実施されております。

平成 14 年 4 月には、県議会の情報公開条例が施行されまして、県議会に係る情報公開制度が立ち上げられました。

平成 17 年 4 月には、情報公開条例が改正されまして、情報公開推進委員会の提言や、情報公開審査会の答申を踏まえて、今回の改正をしたということがございます。内容といたしまして、特例条例が廃止されております。

裏面、2 ページ目でございます。今回の情報公開条例の改正の概要ということで、主な点について記載させていただいております。

1 点目が情報公開推進会議の設置でございます。2 点目が開示請求対象文書の拡大ということで、改正前におきましては、請求対象が昭和 63 年度以後に作成・取得した行政文書に限られていたものでございますけれども、これを保有する全ての行政文書が請求できるように請求対象の範囲が拡大されております。

次に、審議会等の会議の公開ということで、附属機関等の会議について、原則公開するというものを条例上規定しております。

次に、特例条例の廃止及びこれに伴う情報公開条例の関係規定の改正ということで、原則公開の趣旨を徹底するため、特例条例を廃止することを行いました。

次に、審査会委員の守秘義務違反に係る罰則の改正、これは国を見習って行うということでありまして、改正の概要は以上でございます。

次に、3 ページを御覧いただきたいと思っております。3 ページ以降でいくつか表を作っております。3 ページ以降につきましては、基本的には情報公開推進委員会のときに使用した資料がございます。推進委員会の第 1 回会議において使用された資料をもとに、それに平成 16 年度末までの状況を加えて作成したものが基本的なものでございます。

まず、開示請求件数の推移でございます。平成 9 年度から平成 16 年度までの請求件数でございます。平成 9 年度において 3 万 8,000 件、平成 10 年度 4 万 3,000 件、平成 11 年度 4 万 8,000 件ということで、この件数としては全国的に見てもかなり多い件数で

あったということであります。その後、請求件数は減少傾向にございまして、平成 16 年度におきましては 9,300 件ということで、一番多かった 11 年度に比べますと 5 分の 1 程度ということで、かなり大きく減少したものというふうに考えております。なお、請求者数につきましては、平成 9 年度 172 人でございますけれども、人数につきましては、概ね増加傾向にあるのではないかと見ております。

2 番でございます。各年度別の上位請求者 10 名の請求件数及び請求件数全体に占める割合というものがございまして。これを御覧いただきますと、上位 10 人の総件数に対する割合でございますけれども、件数が一番多かった平成 10 年度、11 年度、この辺の場合の上位 10 人が 90 パーセント前後の請求をされていたということがわかります。平成 16 年度におきましては総件数も減少しておりますが、上位 10 人の方のその内に占める割合も減少しているという傾向が見えます。

次に 3 番です。本県における堆積する不服申立ての処理状況ということでございまして。まず平成 13 年度末、これは不服申立て件数の、昭和 63 年度からの累積をした不服申立ての件数が平成 13 年度末では、1 万 1,168 件でございました。平成 13 年度末時点で、このうち不服申立てが処理済みであったものが 367 件、未処理のものが 1 万 801 件ということで、ほとんどの部分が未処理のまま残っていたという状況でございました。

その後、平成 14 年、15 年、16 年と処理が進んでおりまして、平成 16 年度末におきましては、累積した不服申立て件数は 1 万 1,753 件でございましてけれども、そのうち処理が終わったものが 1 万 1,520 件、未処理のものが 233 件ということで、未処理の件数が平成 13 年度から比較すると、大変顕著に減少しているということです。しかし、233 件という件数は、全国の件数から見ると決して少ないものではないと考えております。

4 ページを御覧いただきたいと思っております。請求件数等の各県比較ということで、近隣の 5 県に確認をした件数と比較をしております。各県と比較をしましても、例えば平成 10 年、11 年度辺りの件数はかなり多かったものと考えております。

実施機関別請求件数の表がその下にございまして。それを御覧いただきますと、かつては教育委員会に対する請求の割合が、かなり多かったということがございまして。平成 9 年度から順に 70.4 パ

ーセント、65.7パーセント、75.2パーセント、83.4パーセントと
いうことで、このときまでは教育委員会に対する割合がかなり大
きな部分を占めております。

ところが平成 16 年度におきましては、教育委員会に対する割合
は 44.4 パーセント、知事部局に対する割合が 44.5 パーセントと
いうことで、教育委員会が突出して件数が多いという状況はなくな
っていると考えております。

次に 5 ページを御覧いただきたいと思います。5 ページの上の
表でございますけれども、請求件数及び開示等の実施の状況とい
うことで、請求に対しまして、どのような決定が行われたかとい
うことの割合を示しているものでございます。これにつきましては
は、開示の割合が平成 9 年度につきましては、全部開示につい
ては 27 パーセントということございましたけれども、昨年度は 49
パーセントということでございます。

部分開示につきましては、平成 9 年度に 66 パーセントでござい
ましたけれども、昨年度におきましては 33.1 パーセントとい
うことでございます。開示の割合が多く、部分開示の割合は減少の方
向ということだろうと思います。

また、不開示決定は、平成 9 年度は 4.1 パーセントでございま
すけれども、平成 16 年度においては 7.1 パーセントでございま
す。ただ、平成 13 年に現行条例に改まったところでございますが、現
行条例が改まった段階で、それまで旧条例下におきましては、文
書がないものについては不存在等の中に含まれておりましたけれ
ども、平成 13 年度以降の請求に係る新しい条例の下での運用にお
きましては、請求対象の文書が不存在であった場合については不
開示決定となるというふうなことがございます。その分不存在等
の割合が減少しておりまして、不開示の分が若干増えているので
はないかと考えております。

また、一番下が取下げでございますけれども、取下げが平成 16
年においては 10.5 パーセントということ、かなり多く請求の取
下げがなされました。

5 ページの下の表でございますけれども、これは各年度の不服
申立ての件数の推移でございます。不服申立てにつきましては、
特に平成 10 年、11 年と 5,200 件、3,100 件ということ、かなり
多く不服申立てが提出されたということでございますが、平成 16
年度においては 74 件ということ、現状といたしましては、かな

り減少しているものと考えております。

6 ページを御覧いただきたいと思います。特徴的な請求ということで、情報公開推進委員会のときの資料として載ったものから抜粋したものでございます。本県において対応に困難が生じた特徴的な請求の事例ということで、こういったものがあるという例を載せております。

1 つとして、 に関する一切の文書を請求するもの。例えば 課が保有するすべての文書というものの請求があったということでございます。 といたしまして、県の行政事務が違法であることを前提とした請求ということで、そういうパターンのものでございました。 でございますけれども、公開事務におけるミス指摘し、これに関係する文書を求めるものという請求がございました。また、 でございますけれども、反復継続して請求があるものということで、 課職員全員の何月分旅行命令書ということで、反復継続して、例えば毎月のように請求があるというようなものでございます。

これらの資料をもとに、情報公開推進委員会では議論をされたところでございますが、情報公開推進委員会におきましては、これらの資料をもとに千葉県における情報公開制度の問題点ということで、2 点を挙げております。1 つは開示決定の長期化ということで、大量に請求がなされたこともあって、平成 9 年度請求分では 9 年、同 10 年度では 6 年 9 ヶ月、同 11 年度では 8 年 7 ヶ月という異常ともいえる長期にわたって決定がなされなかったものがあつたとの問題点の指摘がなされております。

また、もう一点の問題点の指摘といたしまして、異議申立ての堆積という指摘がございました。行政不服審査法に基づく異議申立てにつきましては、平成 9 年度以来、毎年千件単位で行われ、現在 1 万件を超える異議申立てが未処理のまま堆積しているというような指摘が推進委員会の提言であつたということでございます。

そういった問題点を前提といたしまして、推進委員会では、改革の方向性といたしまして、16 項目の提言をいただいたということでございます。その 16 項目の提言の中の 1 つといたしまして、この情報公開推進会議の設置、あるいは情報公開オンブズマンの設置ということが、提言されたということでございます。

また、その他のものといたしましては、大量請求への対応とい

うことで、条例上大量請求を理由とする開示請求の拒否処分を認める可能性を検討するべきである。その際、拒否処分が恣意的になされないよう、手続面を整備した特別条項を検討するべきであるというような御指摘を、推進委員会のときにはしていただきました。そういうような御指摘も、その中に含まれておりました。

また、この推進委員会からの提言を受けまして、さらに条例改正が必要な部分について、情報公開審査会に諮問して、御議論をいただいたということでございますけれども、情報公開審査会におきましては、15項目を内容とする答申をいただいたということでございます。

その答申の中身といたしましては、例えばこちらの情報公開推進会議に関しましては、県民の意見を反映する機関としての情報公開推進会議の設置について、また調停機能を有する第三者機関としての情報公開オンブズマンの必要性についてということで、先ほど初めの説明の部分でお話をさせていただきましたような内容の答申をいただいたという部分であります。

また、大量請求を理由とする拒否処分については、現行条例第6条に、権利濫用の禁止規定があるものの、適用された事例はない。今後、大量請求への対処として、拒否処分を行うにあたっての基準を作成するべきであるといったようなことを内容とする答申をいただいております。以上でございます。

会 長： ありがとうございます。先ほど、遅れて到着された方、事務局のほうから御紹介してください。

事務局(鈴木)： 遅れて到着されました委員の方を御紹介させていただきます。伊藤委員でございます。よろしく申し上げます。

会 長： 伊藤委員には、先ほど欠席裁判で、苦情処理調査部会のメンバーに選ばれましたので、よろしく願いいたします。

伊藤委員： そうですか。はい。

会 長： それでは今、事務局のほうから、運営状況について、資料に基づいて説明がありました。これは若干、皆様の御意見もお聞きしたいのですけれども、ここで、私のほうから勝手に話を進めますけれども、今、運営状況についての意見は、事務局のほうからの意見ですけれども、実際に傍聴席にいらっしゃる方は、運営に反対の立場から携わっていらっしゃる方がいらっしゃるだろうと思います。その方々からぜひ、過去の運営状況について、請求者の立場、あるいは請求者に近い立場から言いたいことがあると思

ますので、今日は一番最後に傍聴者からの御意見をいただくのですが、ここでいただいたほうが建設的だと思いますので、お手を挙げてお名前をおっしゃって、御意見をいただければと思います。どうぞ。

傍聴者(池上氏)： 池上と申します。県立学校の教員をやっております。その立場から何点が申し上げます。一番後ろに、先ほどありました6ページの特徴的な請求というところで、本県において対応に困難が生じた特徴的な請求ということがありまして、 課が県立学校に通知したすべての文書とありますね。たぶん、それは私達がやったのだと思うのですけれども、学校にいて、通知がなかなか届かないのです。校長が止めているのだから、何だか分からないのですけれども。あれは、自腹を切って請求するわけです。請求しないと文書が見られないという状況が、以前の話ですけれども、ありました。

ですけれども、これについて対応に困難を生じたということになると、ちょっとこれは逆に、我々の言い分からすれば、情報公開制度の不備ではないかと。この程度のことで言ったら変ですけれども、このことで対応に困難が生じるようでは、ちょっと情報公開制度が弱すぎるかなというような考え方ができるのではないかと思います。

今はどうなっているかということ、当時からずっと僕も公開にいきますと、県立学校に文書を出したら、特に秘密でない文書については、コピーを1枚作ればいいじゃないか。そのコピーを例えば行政資料室なんか置いておけば、何も請求しないで、ここでどうぞご覧くださいというふうに出るのではないですか。コピー1枚すれば、請求に対して起案決裁をぐるっと回してなんて、そんな事務的な処理をしなくていいのではないですかと、ずっと言い続けてきたのです。ところが、なかなかやらないで、我々がむしる悪者にされて、これが対応に困難だと言われたのです。

今はどうかと言うと、行政資料室に作ってもらいました。県立学校というか、教育関係の文書です。この前、見てちょっと感動したのです。それがあるおかげで、それを見れば、自分に必要であるかないかとか、いろいろなことも判断しつつ、ばらばら見て、必要ならコピーして持っていかれる訳です。そうすると、行政の方もいちいち公開の場に来ないでもいいですし、すごく楽になったと思うのです。なかなかそういうふうにならなかったという

ころが、非常に問題点があったかと思うのです。たぶん今回この会議があるのですけれども、その苦情処理に関するものというのは、あまり出て来ないのではないかと思います。今はかなり教育委員会のほうでも、いろいろ公開問題を頑張ってやっているようですので、そういうことが起きないのではないかと思います。

もう一点なのですけれども、以前不開示が非常に多くて、その不開示と異議申立ての数が連携していました。我々というか、いろんな方が、ここにいらっしゃる方もいっぱいいると思うのですけれども、それこそ自腹を切って、裁判にかけて、判決を待って出て来るといふ、公開。行政側のほうでもう少し早めに反省していただいて、どんどん出すようにしていただければ、こんなふうな異議申立ての堆積にはならなかったのかなと考えています。そういうことが、こういう数値を出されて、以前の推進委員会をおやりになったときにずいぶん悪者にされたところがあるので。ずいぶん状況が変わっているのですけれども、まだ仕返しのようにこういう資料が出てくると、一言言いたくなかったです。

正直なところ、ここのところ緊張関係がなくて、むしろまずいかなと思うぐらいです。緊張関係をもう一回保ちながらやりたいと思いますけれども、けっこう進んできておりますので、その点はいいかと思います。こちらに集まった先生方には、ぜひ市民の立場に立って、今後進めていただければと思います。ぜひよろしくお願いします。

傍聴者(中谷氏)： 続いて発言させていただきます。こういった会議に出るのは大事なので、欠かさず出ていて、お懐かしいお顔を拝して感激しております。今、池上さんが言ったように、かなり情報公開制度は良くなったのかなと思っております。その1つの証拠として、委員の先生方に御披露したいことがあります。

これは教育委員会委員長と私たちとで、仲良くしましょうよという、情報公開制度をスムーズにしましょうという合意文書、交換式をやった、そのときに取り交わした文書であります。日付は平成16年7月26日ということなのですが。それから同じく昨日印刷していて、途中で気持悪くなっていけなかったのですが、約半年後の平成17年3月25日には政法第227号ということで、堂本さんと一緒に文書を取り交わしました。これはやはり、多賀谷先生がキャップをする多賀谷委員会が提案してくれて、それを受けて審査会、そういったものの御意見があって、行政のほうもス

ムーズな運用をしようということで、目を開いてくれたということの結果だと思っています。それが1つでありあます。

そういった点では、本当に委員の方々に心からお礼を申しあげたいと思います。10数年たって、やっと県民、市民の目線に行政側が下りて来たのかなと感じた歴史的文書だと思って、原本は神棚にかざってあります。

それからもう1つ、県のほうからいろいろ申出があったのでついでに申しますと、かなりよく取り上げてくれてこれも感激しております。特に委員の方々には非常に期待していることが大きいし、まかり間違っただと失敗すると大変なことになると、最近文書が出てきました。これは、県立高等学校の策定懇談会というのがあります。これも県民、市民の代表が入っている訳なのですが、そこでこのたびの失敗を踏まえて、先ほどの県オンブズの申入書の中にいくつか書いたものです。事務局の言いなりになるなよとか、委員さん自身も、たまには情報公開に来てくれませんかという要望になってきたのです。

どうということかと言いますと、まず委員30名もあって県民各界各層、高教組と千教組一人ずつ。あと28人は県民、県会議員もいました。そこで論議しました。ところがその論議というのは、委員が作文してありがとうございました。・・・というのが僕の感想であります。その結果どうなったかいうと、すぐ後ろを見てください。

これは今問題になっている、21日の新聞に出ていたらしいのですけれども、千葉県大規模公共事業等事前評価委員会の会議録があるのですが、その大規模評価委員会で、教育委員会から出した資料が1枚目の5ページに書いてあります。その左側に県政計画の方針とあります。これを聞いていて愕然としたのです。

どうということかと言うと、大規模評価委員会の委員長が評価方針を、再編計画の方針というのをいつ、どういった形で決めたのだと言っていたのです。そうしたらこれは教育委員会の最高の意思決定機関というのは教育委員会会議ですから、それを委員長は期待したのですけれども、そうではなかったということなのです。ここで前の策定懇のところでは、先生方は何も言っていない。要するに、事務局の言いなりになるとこういったミスになるという証拠だと思っています。

そこで、この議事録のところの下から3番目に、もう1つ先生

の発言があります。「私から申すところの」というところです。それに対して今度は、県立高等学校の改革推進課長が言っていることです。そこでは教育委員会会議というのが一切無視されている。ましてや県民代表各界各層 30 人も集めて、そのところを全く無視しているということが出てきた訳です。そういったものですから、最後のまとめのほうで、余分なところですけれども、委員の先生方も大規模公共事業です、その委員の先生方も納得していなかったというのがこれです。

まさに策定懇のところではなくて、基本方針は何で統廃合するのかとかをきちんとやっていけば、教育委員の人たちも恥をかかなかったのではないかと思っている。そういうことで翻って今度は、推進会議ができました。全国でも例がないと思います。そういったことで、全国にこのような会議が本当に発展するためには、委員の各位が今までのこういった審査会に出られたことがあったかもしれないけれども、それとは違った形で、新たな観点から会議に参加していただきたいという要望で、県オンブズの要望書としてまとめたものであります。お目通しいただきたいと思います。ご検討をお願いします。よろしく。

会 長： ありがとうございます。事務局の説明については、コメントされなかったのですが、池上さんがちらっとおっしゃったのですが、要するに事務局のほうとしては、最近の開示請求の件数というのは、千葉県は異常に多かったのが大分減っているのだと。結構なことであるという報告であったのですが、それはあえて特段反論はしないのですが、私も聞いていて、やや事務局ペースの説明かなという印象を正直に言って持ちました。

この辺はなかなか難しい話で、行政のほうからすれば、こういう情報公開請求というものは、あまり濫用的になっていて、それで制度自体が動かないというような内容になっていて、実際の行政の運営にも支障を来たすようなものはできれば避けたいというのが、彼らの要求なわけです。市民の側からすれば、先ほど池上さんもおっしゃったように、高校における開かれた行政というものを説明していないので、やむにやまれず、そういう感じで行政に意見を申し出る。そういう意味で、すべての文書というものを請求したのはしょうがなかったのだという御意見がある訳です。私は両方とも半分ぐらいずつ正しい面があって、どっちが正しいというふうには言い切れないと思います。

今の方がおっしゃいますように、この会議は行政が言ったことをそのまま了承するものではないし、また市民側の御意見も、それもそのまま了承するものでもない。この中で両方聞いていて、会議として、それについて立場を示す。そういう場というふうに御理解いただければと思います。そのほか、どうぞ。

傍聴者(田中氏)： 田中と申します。簡潔に申し上げます。2点だけです。1点目は、今日の29日の推進会議が設置されたことは、県民の我々にとってとても画期的であり、非常に記念すべき日ではなかったかと思っております。本来ならば、この傍聴席は満席になるのではないかと思っていたのですが、残念ながら少数で、本当にかかりました。これは県のホームページで情報を提供していますが、記者クラブの方に、もっとメディアでこういう会議があるのだとお知らせをしていただきたかったのが、率直な気持ちであります。

2点目は、千葉県で開催されているいろんな会議がございます。その中で、情報公開、これは基本原則だとおっしゃっておりますけれども、実際にはあまり進んでいない。これが半数であると。ましてや、会議における議事録等は4割を満たしていない。これは情報公開を開示することによって、こういう議事録等の作成もきちんとして、4割ではなく、もっと開示するように希望しております。

最後に申し上げたいのは、我孫子市で傍聴者に発言を与える制度というものを設けております。これも画期的なものでございます。だからぜひ、県民の目線で、県民の声を吸い上げる形で、千葉県政をどうやって立て直したらいいのか、これはいろんな立場の、または県民の目線での知恵を反映させる、その仕組み作りになればいいと思っております。ありがとうございます。

傍聴者(柳沢氏)： 山武から参りました柳沢です。県のオンブズマンにも所属しております。本日、いろいろ御審議御苦労様とともに、ありがとうございます。それと今後も御活躍をお願いしながら、1、2、気が付いたので、述べさせていただきたいと思っております。

情報公開条例なのですけれども、今の段階で言う情報公開というのは、提供に相当するものがほとんどかと思うのです。もう少し開かれた、あるいは下りて来ていただければ、情報提供で済まされるというものが相当ある。そうすれば、行政コストにも相当影響し、本来情報公開しなければならないというようなものが、

私の感じではむしろ、有らねばならないものが無いというケースが多いのです。意図的に作ってないのか、あるいは紛失したとか、捨ててしまったとか、いろいろなことが考えられますけれども。チェックするということではなくて、確認する、あるいは改善するという意味でも、この資料が有ったらな、あるいは作っていたいて有るはずだなというものが意外に無い、あるいは無いものが多い。ぜひその辺を、執行部の方も含めて、あるいは委員の方も含めて突っ込んで、改善していただきたいと思っております。

細かい点になりますけれども、1カ月の期間をとっております。前は1カ月のぎりぎりまで伸ばすというケースが多かったのですが、最近はできるものは短期間で出てくるようになりました。ご存じかと思えます。可能なことはやるという姿勢は評価できると思うのですが、これをいっそのこと2週間というようなことで、前の期間に戻していただきたい。情報公開請求する立場からすると、やはり1カ月もの長い間出てこないという期間の制約は、非常に大きなものがございまして。一般的には2週間が限度だということではやられておりますので、お願いしたいと思えます。延長規定もございまして、量的なもの、あるいは問題があるものについては、延長していただいて、納得のもとに開示いただければということです。

もう1つ、前回にもちょっとお話ししたと思うのですが、千葉県の場合、受付ナンバーが取られていないのです。当該案件について、その後公開されたか、あるいはされないか、あるいはそれがどういうふうに移していったかということも、スタートの受付ナンバーで確認するというケースが、非常に有効に機能します。ぜひ、考えていただきたいと思えます。

それと一番ですが、実施機関の問題です。出来るだけ広めていただきたいと思えます。あるいは実施機関に既になってきておりますけれども、なかなかその性質上、腰が重いという中に、議会がございまして。議会の先生方という表現がいいかどうか分かりませんが、もっと議会が県民、あるいは市民のためのものだ、一緒に政治をやっているのだということに、早く気が付いていただきたい。そこに皆様方の努力をぜひお願いしたいと思えます。

それと、今の会議の中でちょっと気になったことがあるので、ついでに申しあげます。この推進会議の事務範囲がどこまでかということでありまして、その一方では大きなものに苦情処理が入

っています。どの位の現実なのか、私はちょっと推測できませんけれども、苦情処理案件がほとんどだとすると、先ほど決められた3人の方だけで、この推進会議は決定だと言ってしまって、果たしていいものだろうか。5分の1は、必須ではございません。また専門的な内容、その他ということで専門の弁護士の方が選ばれた、それはそれでいいのですけれども、できれば市民の目線を加えていただければ、ありがたかった。今からでも加えることができるのだろうか、それを御要望させていただきます。以上です。

会 長： そのほか、ございますでしょうか。今、傍聴の方々から様々な御意見がありましたので、時間が押してきておりますので、最後の御意見を踏まえて、委員の方々からも、制度のあり方についてご意見をいただければと思います。菅野委員、何かございませんか。直前の方のご意見に。

菅野委員： 1つは、今日初めて来られた方と、私と議長は、情報公開推進委員会というのを県のほうで作られて、そこに参加をして、当時の情報公開の現状といいましょうか、県の問題点というのを約1年かけて5人で検討して、一応意見書を作って、その後審査会というところの答申という正式な形になりましたけれども、それで今日に至ったと考えております。

先ほど事務局から説明された、平成16年度にかなり件数が減ったとか、取下げがあるとか、さらには教育委員会が減ったとか、それは情報公開推進委員会の中で、約1年かけて議論をした結果、請求者側のほうも不必要な請求はしない、不必要な異議申立てはしない。一方、もちろん行政側である教育委員会のほうも、開示するものは情報提供を含めてやるという形で、かなり整理をされたから今日に至ったと考えております。

今後、この推進会議が何をすべきかということ、本来ここで議論出来れば良かったのですが、初めての方も多数ですので、私は次回に各委員の方が考えて、推進会議で今の情報公開制度をどういうふうに県民の立場で見直していくかという議論を、各委員にお考えいただいて、次回いろんなものを出していただいて、それを議論して進めていくという形にすればいいのではないかと。

その中で、もちろん請求件数が非常に多くて、実態的に開示が出来ない、事務が出来ないとか、さらには不服申立てが多い、これは過去にはそういうことがあったのかもしれませんが、現在でもそういうことをここで検討する必要があるかないかということ

を、もう一回事務を含めて整理する必要があるかと思う。

私はむしろ、会場からも意見が出ていましたように、特定の対象機関といいましょうか、実施機関がむしろ情報を出さずに、千葉県の中でも知事部局は、かなり前から情報がよく公開されていると思います。警察は、はっきり申し上げて、異常に公開度が悪いですね。

宮城県で浅野さんが報償費の予算の執行を止めて、警察庁の長官がそれにクレームをつけたという話まで出て、千葉県はそこまでいってないのですが、そこまでいってないというのは、進んでいるという意味ではなくて、オンブズマンのほうもそこまで運動しきれないし、知事さんもそこまでやっていないから、表立っていないことで、警察の公開度の悪さというのは、やはり問題があるのではないかと思います。

さらにもう1つ言われたことで、必要なものが出てこないというのは、私も実態は分かりませんが、やはり情報公開というのは文書管理、文書というのは電子的記録も含めてですが、そういうものが車の両輪で、やばそうだから、もう文書を作らないでおこうということを実施機関が考えられて、なかなか文書を残さない、すると公開請求をされても無い訳ですよ。そういうふうな対応をされているのであれば、それについてここで少し問題にしていく必要があるかもしれないという意見です。

それからもう1つだけ、最後に傍聴の方が言われたことで誤解されていると思うのは、ここでやる苦情処理というのは、公開請求されたときに、窓口を含めて苦情が出たときの処理なのです。いわゆる審査会でやっている苦情処理ではありませんので、正式な意味での不服申立てとか異議申立てをされて、その苦情処理、広い意味での苦情処理ですけれども、それは相変わらず審査会がやることなので、ここでやることは池上さんと中谷さんがおっしゃったように、ほとんどなくなってきているのではないかと、残念ながら。ただ、もちろん、ないのかわかりませんが、必要であればやりますけれども、3人で十分だということ。

とりあえず、条例上の解釈として、苦情をどういうふうに扱うかということなので、おっしゃっている市民の目線というのも分かりますけれども、それは公開するかどうかというところで、審査会がやっていただくことですので、市民が分からないからどうこうということではないだろうと思います。以上です。

会 長： ありがとうございます。そのほか、どなたかどうぞ。

漆原委員： 意見というより質問です。先ほど、件数等の御説明がございました。件数のカウントの基準はどういうことになっているのかを教えてくださいたいのです。私は、千葉県では公開請求を度々するのですけれども、千葉県と件数のカウントの仕方が違うように思えてならないのです。

もう1つは、他の県の件数が出ていましたけれども、他の県と件数カウントの基準が同じなのでしょうか。それが2つ目。

それから、例えば先ほど、特徴的な請求の中で、「 に関する一切の文書の請求」があったと。これは例えば、これが1件と数えるのではなくて、対象文書であり、伝票が100枚あると100件に数えられるというふうに聞いたことがあるのですけれども、その辺を含めて件数カウントの仕方を教えてくださいたいと思います。

会 長： 事務局、答えられますか、どうぞ。

事務局(和田)： 開示請求の件数の考え方ということでしょうか。先ほどの資料の4ページをご覧くださいと思います。請求件数の各県比較ということで載せております。この件数の数え方につきましては、今、委員がおっしゃっていただいたように、請求書の枚数という数ではございませんで、請求に応じて対象とする公文書が1つの請求で複数の文書が特定される。複数の文書が開示文書になるということがございます。そうしますと、件数の数え方といたしますと、その文書の件数。

例えば、1枚の請求書の中で請求されたものの文書の数が5件あったといたしますと、その請求件数は5件ということになる。請求の枚数と件数は一致しない。東京都は処分件数を1件として計上していると書いてございます。東京都の場合は、請求があって、公開と決定するとそれで1件ということでございますので、例えば1つの請求の中で、5枚の文書が特定されて、5件の文書が特定されて、それが全部1つの決定で公開であったということであれば、それは1件としてカウントするということとなりますので、千葉県と東京都では件数の数え方が違うということになります。

それ以外の県については、正確でないかも分かりませんが、本県と変わってないものと考えています。以上です。

会 長： 要するに、1つの請求で複数の書類が請求されてきていると、

複数の数え方ですけれども、種類が違う場合には別の件で数える。
同一の種類でも、年度が違えば別に数えますか。

事務局(和田): 別々でございます。

会 長: 私の理解では、大体の自治体では、1人が請求する件数は3、
4件というような感じで、千葉県はやや多いです。これから言う
とちょっと多いのかもしれませんがね。

事 務 局: そういうカウントはしたことがないので、すぐには答えられま
せん。

会 長: はい。やや、多いのかもしれませんが。

傍聴者(中谷氏): 先ほど、名前を言いませんでした。中谷と申します。苦情
相談に乗ってもらおうかと思って、資料の3ページです。請求等
の状況の2、各年度別の上位請求者10名の請求件数及び請求件数
全体に占める割合という長いのがありまして、1位平成9年度が
1万1,331件と、ずいぶん頑張った人もいるなと思ったのです。
これは平成16年度5月31日の県報に載ったのです。早速、僕は
自己情報開示をやりました。僕はいったいどれ位なのかと。多分
ベストテンに入らないのではないかと思って、調べようと思つた
ら、自己情報が不存在なのです。問題はここなのです。行政はそ
のメンバーは集めるけれども、一般向けには知らせないという。
これで今度は早速、手続きが分からないけれども、どうやってこの
推進会議で苦情相談に乗ってもらうのかなと、考えているのです。

窓口での説明によると、名寄せはしましたと。名寄せをしなかつ
たら、出る訳がありませんから。これをやっているのは、たぶ
ん千葉県だけだと思います。そのほかに防衛庁があったかないか、
その昔。窓口で言うと、名寄せはしたと。したけれども、1番、
2番、3番とカウントしたら、即座にパソコンから名前を消した
というのです。したがって不存在なわけです。これは、ちょっと
はてなと。その説明をしてくれた人は、最近僕とよく話をしてく
れる人なので、彼の言葉を信じたいのですけれども、ここに行政
の恣意的な制度の運用があるということは、指摘しておきたいで
す。これはまた苦情をやりますので、どういうふうにやるのかは、
また手続きを後で教えてください。

会 長: これは、苦情のほうになりますか。要するに、私を感じたのは、
中途半端なのです。こういう感じで名寄せをするというやり方自
体が、市民から見ると何か意図的だなと感じる。そうは言っても、
名前を消しているという。だから出せないという。それも中谷さ

んからすると、やはり文句があるのですね。

行政のほうとしては、そうは言っても名前を出すこと自体、プライバシーの侵害になるかもしれないということで、慌てて消してしまったわけですが、結局それは当事者にとってみれば、不愉快感が残るということで、やはり苦情処理の問題だと思います。

漆原委員：その他の項目で、質問なのですが。指定管理者の情報公開、扱いについては、どんな検討になっているのか、教えてください。

会長：条例で入れましたか。指定管理者。

事務局（和田）：条例中には、直接指定管理者の情報公開のあり方についての規定は、ございません。指定管理者というのは、公の施設は県が設置をいたしますので、県が直接その施設を管理するというのが、本来でございますが、新しい制度といたしまして、民間の方に公の施設、公園でありますとか、会館とかの施設を管理していただくということで、指定をするということがございます。

その場合、県の直営であれば、公の施設の管理に関して発生する文書は、県の情報公開制度として対象になる文書となってくる訳ですが、公の施設の管理が民間の方がやることになりますと、そこは県の対象文書から、とりあえずは外れてくるということになります。

本県におきます指定管理者の文書につきましては、指定する際に、県が条件を付けることにしております。その条件と申しますのは、県のほうに仮に公の施設の管理に関する請求があった場合に、県でその文書を持っていなくて、民間の企業の方がそれをお持ちである場合については、県は相手方の民間事業者に該当する文書を提出してくださいと、条件として、出してくださいということをお願いする。それに応じて出された文書を県が公開する。内容によっては非公開であるかも分かりませんが、情報公開対象の文書として、県が開示対象とするというようなことを考えております。

会長：これは、条例の中に書いてあるわけですか。

事務局（和田）：条例の中にはそういうことは書いてありませんが、指定管理者を指定する際の条件として、そういうことを付けているということでございます。

漆原委員：不服申立てはできますか。

事務局（和田）：今のケースであれば、県が情報公開事務を対応いたしますので、県に対する不服申立てということになります。

会 長： 要するに、指定管理者に関わる情報の請求をしたとしても、県は不存在であるということで拒否はしないということで理解すればいいですね。

事務局(和田)： もともと指定管理者においてもなければ、それは不存在です。

会 長： 指定管理者のところにある場合には、不存在ではなくて、出せということを行うということですね。

事務局(和田)： そういうことでございます。

会 長： 不服申立ても県が相手になるということですね。委員会もあるのでしょうか、・・・。

事務局(和田)： そういうことでございます。

会 長： よろしいでしょうか。

松林委員： いまの部分の補足になるのですが、考えられるのは従来の業務について、指定管理者に契約で業務を委託するということになりますよね。現在は県がやっていますので、県に請求すれば県が出すことになりますよね。指定管理者制度をとると、今度は県の業務を管理者に切り離します。今、お伺いしたところ、指定する際に条件を付けて、情報公開をしるという義務づけをして契約するということになりますよね。

今、お話を伺っていたら、指定管理者の機関は、情報をいきなり請求者に出さないで、県に出して県が開示するという理解してよろしいわけですね。その場合、もう1点ありまして、県が指定管理者に委託する場合、従来と同じように県に責任がある、すなわち実施機関にその業務の責任があるわけですね。要するに委託するのは実施機関ですね。実施機関というのは、県の知事部局であり、教育委員会であり、県警を実施機関という、地方自治法に規定している訳ですからね。

会 長： 指定管理者が処分権限を持っている、取扱権限をもっていますからね。指定管理者が自分で許認可をするのだということですか。

松林委員： 県が、要するに実施機関という部分について、知事部局や教育委員会などの実施機関に権限があるわけですから、その部分についての責任はどういうふうになるのかということですか。

一般の人が指定管理者に情報開示してくれと直接に請求できない。今の場合は、県にしなければいけないということですね。ですから、実質的には県にあるということで、付帯事項の条件に付けて出さない場合はどうなるのか。県は、情報はない訳ですね。指定管理者が、管理する施設にどの位人数が来ているとか、どの

位収入が上がったかというのを把握している訳で、県はデータを持っていない訳ですから。その場合は不開示になるのかどうかということです。

会 長： 具体的には、県が例えば県で指定管理する予定のものは、何かありますか。

事務局（中岡）： 教育庁の大房岬少年自然の家と、丸山嶺岡にあります酪農のさと、東金の農業大学校のすぐそばに農業従事希望者の練習場というか、学校みたいなところを農業開発公社に指定管理するという3つを記憶しています。

松林委員： 結論的に言います。要するに、県は指定管理者に業務委託しても、県に情報開示を求めたらその情報は出すということですよ。

会 長： 出すように、県のほうが指定管理者に対して指示をするというか、契約でもって。

事務局（中岡）： 協定書という形です。それに対して指定管理者が、協定に逸脱する行為になった場合は、指定管理の取消しという行為になります。

松林委員： 指定管理者が情報公開に協力するように契約書にそれを担保して入れておくということですね。分かりました。それ以外に、別の質問なのですが、資料1のところ、第33条の第6項で、附属機関は、その定めるところにより、部会の議決をもって当該附属機関の議決とみなすことができると書いてございますよね。先ほど議長が、この会に部会を設けるということで、部会を設けた場合、ステップとして、専門委員会の弁護士の3人が処理していただいて、次の会議で部会長が説明するというをおっしゃっていました。それは、たぶん不十分でそういうシステムにいかれると思うのですが、

資料1の第33条第6項は一般的な規定なのですが、これについては、部会構成委員以外の附属機関の委員は処理状況等を承知できないのですが、先ほど議長が言ったように、次回の会議で報告させるとか、そういう規定が、あるのかどうかを教えてください。これは参考上、なければならないでけっこうです。

事務局（和田）： 行政組織条例上は、委員がおっしゃったような規定はございません。

松林委員： 運用上でやっているのですか。

事務局（和田）： はい。

会 長： そのほか、ございますでしょうか。第1回目の会議ですので、

いろんなご意見が出たところだろうと思います。先ほど、菅野委員からもありましたように、以下、御意見がございましたように、傍聴人の方々がおっしゃったように、情報の作り方が問題であるというようなご意見もございました。

あるいは開示請求について、1カ月では長すぎるというような御意見。受付ナンバー等についての御意見。今日、すぐにそれについてお諮りするのには出来ませんが、そういう御意見があったということ自体は、事務局なりこの会議として受けとめて、場合によっては今後、こういう問題について検討していただきたいと考えています。それは議事録にちゃんと書いておいてください。

そのほか、できればもう3時を過ぎていますので、あと一言ということがあれば、よろしいでしょうか。それでは、推進会議の今後の開催予定ですけれども、ただ今のいろんな御意見をもとに、次回は、千葉県の情報公開制度の昨年1年間の開示請求のあり方について、これはいつごろ出ますか。

事務局（和田）： 今、会長がおっしゃった資料につきましては作成中ございまして、例年でありますと、11月前後ぐらいにまとまっておりますので、今年度についてもそのぐらいのペースだと思っております。

会長： 昨年1年の開示請求、あるいは県のほうとの対応のあり方の資料が出てくると思いますので、その資料、1年間の情報公開制度の業績報告を題材として、開催するというふうにさせていただきたい。

ただ、それまでに、専門部会の方にはお願いしますが、苦情処理事案で、やはり全体の会議を開いたほうが良いというような重要な問題がございましたら、御提案いただきたい。その場合には、この会議をそれらの前に開くというふうにさせていただきたいと思います。ということで、よろしいでしょうか。

それから、日程については、事務局が調整を図りますけれども、この場で、もしくは事後的に次の会議までに、こういう資料を出してほしい、こういう問題について検討してほしいということがございましたら、事務局のほうに申し入れください。この場で何かございますか。

朝比奈委員： 朝比奈です。先ほど件数のデータのところで、知事部局に対する請求件数、これをもう少し、分野別の内訳というのを出せると

思いました。

会 長： 確かに、知事部局はたくさんの所管を抱えておりますので、そのどこの部局が出てくるかというのは、今度の業績報告では当然に入れますよね。ほかの自治体でも大体それを入れるものですから、細かくするのは大変かもしれないけれども、どの位入れられるかな。

赤田委員： 資料は事前に配付されるのですか。

事務局（和田）： 今度の業績報告は事前に配付いたします。

会 長： できれば、当然に事前に配付して、席上では報告していただくということにしましょう。それはいいことです。そのほか、どうぞ。

齋藤委員： 齋藤でございます。今の朝比奈さんの御意見に関連して、同じ趣旨で教育委員会の内容についても、もう少し詳しく報告していただけますでしょうか。

会 長： 教育委員会は、普通は1本なのですけれども、確かに大口ですからね。どういうふうに分類できるか。小学校、中学校だけではだめですかね。何か提案はありますか。

齋藤委員： 小・中・高に分けて、さらに内容について分けてやっていただければ、なお分かりやすい。

会 長： これは、私のほうで勝手な提案なのですけれども、分類はなかなか難しいと思いますが、事務局のほうでやりにくいのかもかもしれないけれども、やはり参考事項として、主にどういうことが問題になったかというようなことを、いくつか例示として文章に出せるか、あるいは口頭で言っていただくか。

要するに委員として皆さんが感じているのは、数字は出ているけれども、中身はわからないではないか、中身がある程度わかるような感じのものを出してほしい。ほかの地方公共団体の場合には、開示請求はせいぜい200、300件です。全部、どういうものが開示請求されたかという内訳が出てくるのです。件数が多いからとてもできないということでしょうけれども、やはりもう少し中身がわかるような情報を皆さんは求めていると思います。そういう努力をしてください。何か、御意見は。

事務局（和田）： 今、考えております資料は、年報のようなかたちで1年間分の状況を載せるのでございますけれども、どういう件名の文書について、どういう決定をしたかというところまでの資料、ですからほとんどが決定と同様の概要の資料として作成してございます

ので、例えば文書の件名がどういうことで、その担当課はどこで、それが開示だったのか、部分開示だったのか、不開示だったのか、そういったところまでの資料を作成しているところでございますので、それは御覧いただけと思います。

会 長： 3,000 件か 4,000 件それを作る訳ですか。

事務局（和田）： 9,000 件です。例年ということでやっておりますので、そういうことで、本来 16 年度末は 3 月でございますけれども、それをまとめるのが 11 月頃ということで、ちょっと時間がかかっておりますけれども、そこまでやっているということでございます。

会 長： わかりました。ぜひ、赤田委員のおっしゃったように、事前に、それだけの数だとそれだけ見るのは大変ですので、1 週間程度前に配付願いたい。そのほか、御意見はございませんでしょうか。事務局は何かありますか。

事務局（和田）： 実は、5 月に推進会議あての苦情の申出がありました。先ほど御議論をいただいたところで、苦情の処理については、部会で処理に当たっていただくということで議決をいただいたところでございますので、この苦情につきましては部会の席で御紹介させていただいて、処理を図っていただきたいと思いますと考えます。そういったことでよろしいでしょうか。

会 長： よろしいでしょうか。それでは、本日の会議はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

会議録署名人

会議録署名人